

## 平成30年度 福島高教組 情報 号外

### 実習教員の部活動等における単独での指導及び引率が実現！

### 今後、運用における課題を解決できるよう、 引き続き、取り組んで参ります！

福島県教育委員会は、6月13日付で、各県立学校宛に「実習助手等の部活動等における単独での指導及び引率について」を通知しました。内容は、以下の通りです。

#### 1 趣旨

競技等に対する高い専門性及び指導力を有する実習助手等を積極的に活用することにより、部活動等の充実を図るとともに、校内での業務の平準化による多忙化解消に資する。

#### 2 対象者

実習助手等（実習教諭、主任実習講師、実習講師、実習助手）

#### 3 条件（次のすべてを満たすこと）

##### （1）実習助手等本人に関すること

- ア 自らの意思で単独指導及び単独引率を希望していること
- イ 正式採用後2年を経過していること
- ウ 教育職員免許法第4条に規定する普通免許状を有していること  
※学校の種類、一種・二種の別、教科は問わないこととする
- エ 競技等の専門性を有していること

##### （具体例）

- ・ 顧問として携わっている、または携わったことがある者
- ・ コーチや審判の資格等を有している者
- ・ これまでに部活動等に所属して指導を受けた経験のある者

##### （2）所属に関すること

実習助手等からの希望を受け、所属長が許可を与えること

#### 4 手続等

実習助手等が、別紙様式により希望を申し出て、条件を確認した上で所属長が承認する。

※承認手続は年度ごとに行うこと。

※承認した別紙様式は適切に保管すること。

#### 5 その他

この取扱は平成30年6月13日より適用すること。

福島高教組が長年要望してきた「希望する実習教員の単独引率」が実現したことは大きな前進と言えますが、運用をめぐる課題があることも事実です。

今後、6月23日（土）の合同専門部委員会での協議も含め、組合員の皆さまからの意見をいただきながら、8月3日（金）の専門部県教委要請や秋の交渉に向けて、運用における不安や課題を解決できるよう、取り組んで参ります。

組合員の皆さまには、福島高教組への結集とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。